社援第１０６９号

裁　決　書

審査請求人

[redacted]

同代理人

[redacted]

弁護士 [redacted]

処　分　庁

[redacted]所長

審査請求人が、平成２５年９月２５日付けで提起した生活保護法に基づく保護停止決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主　　文

処分庁が、平成２５年７月３０日付けで行った保護停止決定処分を取り消す。

理　　由

第１　審査請求の趣旨及び理由

1　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が平成２５年７月３０日付けで審査請求人（以下「請求人」という。）に対して行った生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護停止決定処分（以下「本件停止決定」という。）の取り消しを求めるものと解される。

2　審査請求の理由

本件審査請求の理由の要旨は、次のとおりである。

（1）経緯について

請求人は、平成２１年８月ころに、肉体労働により足腰を痛めたことから、生活保護を受給した。

その後、請求人は、生活保護を受給しながら求職活動をしていたが、受刑歴があること等から、なかなか就職が決まらなかった。そのことについて、請求人は、気分が滅入る一方、早く生活保護から脱したいと焦りを感じ続けていた。

そのようななか、平成２４年４月に処分庁の担当ケースワーカーが代わった。

請求人は、生活保護を受給する前に会社を経営しており、その際に、約２億８，０００万円の負債があり、歴代の担当ケースワーカーから、破産申立をするよう助言を得ていたが、管財人の就く案件であったため、その申立費用や弁護士費用を捻出できず、破産申立をできずにいた。

請求人は、同年５月ころに、担当ケースワーカーからも、破産申立をするように助言を得たが、管財人の就く案件でその申立費用等が捻出できない旨述べた。

すると、担当ケースワーカーから、別件で、法人と個人を分けて破産申立ができたケースがあるので、弁護士に相談するように言われた。

そこで、請求人は、同年７月ころに、弁護士に相談し、破産申立を行うことになり、平成２５年２月ころに、破産申立を行い、同年３月ころに管財人が就くことになった。

そのため、請求人に届く郵便物がいったん管財人に届き、管財人の確認後、請求人に転送されることになった。

請求人は、毎月、処分庁に対して、求職活動状況報告書を提出することになっていたところ、同年３月に、担当ケースワーカーから、報告書の記載件数が少ないとの指摘を受けた。

請求人は、担当ケースワーカーに問い合わせのみの件は記載していないことを伝えたところ、それらも記載するよう指示を受けた。

請求人は、その指示に従うつもりでいたが、毎月送付されてきていた求職活動状況報告書が同年４月及び５月分については届かなかったため、提出していなかった。なお、請求人は、これ以前にも、処分庁から求職活動状況報告書等が届かないことが何回もあり、２月連続で処分庁からの書類が届かないこともあり、処分庁はそのことを認識していた。

同年６月７日ころ、請求人が外出している間に、担当ケースワーカーが請求人宅に訪問していた。なお、請求人は、このころ、担当ケースワーカーの訪問以外に電話連絡等があったとは記憶していない。

請求人は、帰宅した際に、担当ケースワーカーのメモを見つけ、そのメモには、「○日までに連絡がない場合には保護費の振込を止めます」と記載されていた。なお、請求人は、上記○日について何日か記憶していないため、○日としている。

請求人は、驚き、同月１１日に、処分庁を訪れた。

その際に、請求人は、担当ケースワーカー及びその上司（以下「上司」という。）に、同年４月及び５月の求職活動状況報告書を提出していないことと同年６月７日ころに連絡が取れなかったことにつき、問いただされた。

請求人は、同年４月及び５月の求職活動状況報告書が届いていないこと及び同年６月７日ころに数日外出していた旨述べた。

そして、請求人は、担当ケースワーカー及び上司から、ハローワーク事業のキャンセルがあることを指摘され、ハローワーク事業を利用しないのであれば、処分庁に毎週来庁して、求職活動状況報告書を提出することと連絡がすぐに取れる状況にすることの口頭指示を受けた。

その後、請求人は、同年６月１３日ころに、破産管財人から転送されてきた同年４月及び５月分の求職活動状況報告書を受領した。

請求人は、同年６月２０日に、同月１９日までの求職活動状況を報告書に記載して、処分庁を訪れた。

その際に、請求人は、担当ケースワーカー及び上司と面談をし、上司から、報告書の記載件数が少ないとの指摘を受け、「他の人と比べると記載件数が少ない」「他の人は全部埋めている」「汗を流せ」と高圧的に言わ

れ続けた。

請求人は、ハローワーク事業を利用していなかったものの、インターネットを利用しての求職活動をしていたし、やみくもに問い合わせをしても就職につながらず気分が滅入る一方であったため、以前に請求人が事業をやっていたときの取引先の社長等に連絡をして、求職活動を行っていた。

請求人は、上司が請求人の気持ちや焦り等に全く配慮せずに、「汗を流せ」等と言ったことで侮辱されたように感じ、深く傷ついた。

請求人は、担当ケースワーカー等から、同年６月２７日ころにも、求職活動状況報告書を持参して、来庁するよう言われて、帰宅した。

しかし、請求人は、その来庁予定日に、面接の予定がはいり、担当ケースワーカーに電話をして、同年７月３日ころに、来庁の日を変更してもらった。

請求人は、同年７月３日ころに、来庁を予定していたが、面接の結果不採用となってしまい、来庁すれば、上司にまた高圧的に侮辱的な発言をされるかと思うと、どうしても来庁することができなかった。

その後、請求人は、担当ケースワーカー等から電話連絡等を受けることはなかったが、同年７月１３日に、管財人から転送されてきた同月４日付の「法第２７条第１項に基づく指導指示書」を受領した。

請求人は、その指示書を読み、気分が滅入り、履行期限が前日の同年７月１２日の午前１１時となっていたことから、なおさら、「このまま生活保護が停止されてもかまわない」という投げやりな気持ちとなり、その後、処分庁に連絡することもなかった。

その後も、請求人は、担当ケースワーカー等から電話連絡等を受けることはなかったが、同年７月２７日又は２８日に、管財人から転送されてきた同月１６日付の「法第６２条第４項の規定に基づく弁明の機会の付与について」という書面を受領した。

請求人は、弁明すべき日時が同月２９日１３時となっていたが、「このまま生活保護が停止されてもかまわない」「このまま死んでもかまわない」と投げやりな気持ちとなっていたことから、同日、処分庁を訪れなかった。

そして、請求人は、同年８月１日に生活保護費が振り込まれなかった。

その後、請求人は、同年８月７日に、管財人から転送されてきた同年７月３０日付の保護停止決定書を受領した。

なお、請求人は、請求人代理人が同行したうえで、同年８月８日に、生

活保護再開申請を行い、同月１２日に、再開決定がなされた。その後、請求人が精神科を受診したところ、医師からは、「生活への不安が大きいため、生活を安定させることが何よりも大事である」との意見が提出されているようである。

（２）処分庁の就労指導の違法性について

ア　法第２７条第１項は、「保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる」としたうえで、第２項では、「前項の指導又は指示は、被保護者の自由を尊重し、必要の最小限度に止めなければならない」、第３項では、「第１項の規定は、被保護者の意に反して、指導又は指示を強制し得るものと解釈してはならない」としている。

また、生活保護手帳においては、指導指示を行うに当たっては、「必要に応じて、事前に調査、検診命令等を行い、状況の把握に努めるとともに本人の能力、健康状態、世帯の事情、地域の慣行等について配慮し、指導指示が形式化することがないよう十分に留意すること」としている（厚生労働省社会・援護局長通知第１１）。

さらに、生活保護手帳別冊問答集（「保護決定実施上の指導指示及び検診命令」）においては「生活保護の決定実施は、要保護者の自立更生の意欲を大前提として、担当職員との相互信頼関係に基づく要保護者の積極的協力を得ることによって、法の目的を最もよく具現することが可能となるのである。その意味で、法律上の権限を発動する以前に話合いによって要保護者の生活保護制度に対する理解を深め、その自発的協力を求めていくことが第１段階として、まず必要である」ことを明記している。

つまり、「第１段階」を準備したうえで、「十分留意した指導指示」を行わなければならないのである。すなわち、相互の信頼関係を確立して、個々人の事情（身体的、生活的、社会的）を総合的に把握し、就労するための諸援助を多面的具体的に準備、提供したうえで、法の理念・原則に照らして、ケースワーカーや実施機関が個別的専門的な判断を慎重に行って、利用者に理解をしてもらい、自発的協力が得られるようにしなければならない。

まさに、このことが、法や実施要領が「形式に陥ることがないように」としていることの意味である。

イ　本件においては、処分庁は、請求人が求職活動を行っているにもかかわらず、求職活動報告書の記載件数が少ないことだけをもって指導を行い、請求人が平成２５年４月及び５月の求職活動状況報告書を提出しなかった理由を考慮もせずに、請求人が報告書を提出しなかったこと、また、請求人が他の方法で求職活動を行っているにもかかわらず、ハローワーク事業の利用が少ないことをもって、毎週、処分庁に来庁して、求職活動報告書を提出するよう口頭による指導を行っている。

また、処分庁は、請求人が口頭による指導に従い、求職活動報告書を提出したにもかかわらず、請求人の心情や健康状態に全く配慮することなく、記載件数が少ないことだけをもって、「他の人と比べると記載件数が少ない」「他の人は全部埋めている」「汗を流せ」と高圧的に指導を行った。

さらに、処分庁は、請求人が同年７月３日ころに、来庁して、求職活動報告書を提出しなかっただけで、請求人の心情や健康状態に全く配慮することがなく、翌日には、文書による指導指示を行っている。

このように、本件において、処分庁は、相互の信頼関係を確立する努力もせず、個々人の事情（身体的、生活的、社会的）を総合的に把握することもなく、就労するための諸援助を多面的具体的に準備、提供もすることもなく、法の理念・原則に照らして、ケースワーカーや処分庁が個別的専門的な判断を慎重に行って、利用者に理解をしてもらい、自発的協力が得られるようにするというようなことは一切行っていない。

このような処分庁の指導指示は、まさに「形式的」以外のなにものでもなく、違法である。

従って、請求人は、当該処分庁の指導指示に従う必要はなく、処分庁の指導指示違反を理由に行った本件停止決定は、違法である。

（３）本件停止決定に至る手続きの違法性について

ア　前述したとおり、本件における処分庁の指導指示は、違法であるが、仮に有効であったとしても、指導指示違反を理由に、保護を停廃止するためには、被保護者の生存そのものを脅かす危険があることから、非常に厳格な手続きを踏む必要がある。

すなわち、口頭による指導指示を行ったうえ、必ず文書による指導指示を行い（施行規則第１９条）、弁明の機会を与えなければならないの

である（法第６２条第４項）。

口頭による指導指示も、文書による指導指示も、弁明の機会の付与も有効かつ適切でなければならないことは、当然である。

生活保護行政を適正に運営するための手引きの「Ⅱ　指導指示から保護の停廃止に至るまでの対応」において、「文書による指導指示は、・・・必要に応じて、過去の指導状況を勘案しつつ、個別ケースに即して適切な履行期限を定める」「指導指示書は、当該被保護者に読み聞かせる等十分に説明したうえ手交し、受取証に署名等をさせる（手交の際、担当ケースワーカーだけでなく査察指導員が同席することが望ましい）。これによりがたい場合には、内容証明し郵送により行う」としている。

つまり、文書による指導指示は、被保護者が確実に受け取ったうえで、その指導指示を十分に履行できる期間を付与して、被保護者に十分に文書による指導を履行する機会を付与しなければならないということである。

また、「生活保護法施行事務監査の実施について」の別紙生活保護法施行事務監査事項１（３）の２（３）ウにおいて、「指導指示違反の弁明の機会を設けているか。また、その日時や通知の手続は適切か」としている。

つまり、弁明の機会の付与についても、被保護者が確実に受け取ったうえで、弁明の準備を十分に行えるだけの期間を付与して、被保護者に十分な弁明を保障しなければならないということである。

イ　本件において、請求人は、平成２５年７月１３日に、履行期限が同月１２日午前１１時となった同月４日付の「法第２７条第１項に基づく指導指示書」を受領した。

すなわち、請求人が文書による指導指示書を受領したときには、履行期限が過ぎていた。

そのため、請求人は、文書による指導指示を履行することができなかった。

従って、このような処分庁の文書による指導指示は、有効かつ適切とはいえず、無効である。

また、請求人は、同月２７日又は２８日に、弁明すべき日時が同月２９日１３時となった同月１６日付の「法第６２条第４項の規定に基づく弁明の機会の付与について」という書面を受領した。

すなわち、請求人は、弁明の準備をする期間として、１日又は２日しか付与されなかったのである。

よって、このような期間では、請求人に弁明の準備を十分に行えるだけの期間を付与したとはいえず、十分な弁明を保障したとは言えない。従って、このような処分庁の弁明の機会の付与は、有効かつ適切とは言えず、無効である。

以上のとおり、本件において、処分庁の本件停止決定に至る手続きが違法であるから、本件停止決定は違法である。

第２　当庁が認定した事実及び判断

１　当庁が認定した事実

（１）平成２１年１２月７日付けで、請求人は処分庁に、「仕事を見つけ自立する迄の間保護をお願いします。」との理由により保護開始申請を行い、処分庁は、平成２２年１月１日付けで請求人の保護を開始したこと。

（２）平成２５年７月４日付けで、処分庁は請求人に対して、法第２７条の規定による指導指示を行ったこと。同指導指示書には、指示事項として「同年６月２０日から同年７月１２日までの積極的な求職活動内容とその結果について、詳細を記載した『求職活動状況・収入申告書』を提出するとともに、求職活動の実績が証明できる書類を添付して持参するよう指示します。」、履行期限として「同日（金）午前１１時」と記載されていること。

（３）平成２５年７月１６日付けで、処分庁は請求人に対し、「求職活動状況を報告するように来庁指示していたにもかかわらず、指示日に来庁されなかったため。」との理由により、法第６２条第４項の規定に基づき、保護の停止等に係る弁明の機会を付与する旨の通知をしたこと。なお、同通知書には弁明すべき日時について、「同月２９日１３時（時間厳守）」との記載があること。

（４）平成２５年７月３０日付けで、処分庁は請求人に対し本件停止決定を

行い、同年８月１日から同年１０月３１日まで保護を停止する旨を通知したこと。同通知書には、決定理由として「平成２５年７月４日付法第２７条に基づく就労指導に従わず、弁明の機会の付与日にも来庁されず、稼働能力活用の要件に該当しないことから、同年８月１日付で保護停止を決定します。」との記載があること。

（５）平成２６年２月３日付けで、処分庁が審査庁に提出した弁明書（以下「弁明書」という。）には、次の趣旨の記載があること。

ア　平成２１年６月２２日　前処分庁で保護の申請

前処分庁の管内で不動産業を経営していたが、平成２０年１月に従業員に金を持ち逃げされたため倒産し会社や自宅を処分し野宿生活に至る。その後、前処分庁で保護の申請を行い、敷金等の扶助を受け処分庁管内に住居を構える。

イ　平成２２年１月１日　前処分庁からの移管により保護開始

処分庁での保護開始にあたり、援助方針として就労指導と負債への適切な対応を指導。

ウ　求職活動状況申告書の提出状況

平成２２年２月１日　１月分受理（活動日数４日・裏面求職活動内容：応募２件）

同年３月２日　２月分受理（活動日数２８日・裏面記載なし）

同年３月分提出なし。

同年４月３０日　同月分受理（活動日数２９日・裏面記載なし）

同年６月１日　　５月分受理（活動日数３１日・裏面記載なし）

エ　平成２２年６月９日：担当ケースワーカー家庭訪問

保護開始から半年経過し成果が見られていないことから、就労支援事業への参加を勧めた。請求人同意のもと事業に参加することになった。

請求人の意思としては、不動産関係を自営していたことがあり、知識・技術を活かし不動産関係の仕事を希望している旨確認。

オ　平成２２年７月５日　Ａ病院からの病状照会回答受理「当院での通

院歴はありません」というものであった。

カ　就労支援面談を実施　平成２２年６月１７日～平成２３年１月１８日まで就労面談を実施。（７月２０日・８月２６日・９月２８日・１０月１２日・１１月４日・１２月７日）

請求人は現在の状況からの脱出については、就職よりはむしろ自立を望んでおり、それに挑戦しようという意欲は感じられる。しかし、具体的な方法については何も決めておらず、「支援者の出現」を待っているという状況であった。

上記の期間に、知人から[redacted]市の不動産営業の仕事の紹介や経理ソフトの国内販売の仕事を紹介された旨の報告あるも、平成２３年１月２０日の家庭訪問において確認を求めたところ、シンガポールの会社が絡んでいるとかで詳細になると具体性が乏しく不明な点が多いもの。

その為知人からの案件の成否も勘案して、ハローワークでの就職活動も併せて行うよう指導した。

キ　求職活動状況申告書の提出状況（平成２２年６月分～平成２３年４月分）

平成２２年７月から平成２３年５月にかけて毎月提出があり、同申告書を受理。提出された求職活動状況申告書によると求職活動日数はほとんど毎日であると申告されているが、同申告書の裏面の求職活動の内容については、いずれも記載がなかった。

ク　平成２３年４月６日 [redacted] から「[redacted]」へと事業変更があった為、引き続き事業参加を勧め同意を得たもの。

ケ　平成２３年４月６日、５月９日と就労支援面談を実施（６月７日は連絡もなく来庁せず）

経理ソフトの国内販売の案件も休止となりうまくいかず、ハローワークへ週２回通い営業関係の仕事を探すも不動産関係の仕事に執着している。（運転免許失効している旨報告あり）

求人開拓による情報提供を提案され、積極的に受け入れる意思表示があった。

コ　求職活動状況申告書の提出状況（平成２３年５月分～７月分）

前回同様活動日数は毎日で、裏面の求職活動の内容の記載はない。

サ　平成２３年８月１１日、１２月１２日　　担当ケースワーカー家庭訪問

不動産事業での実績が忘れられず、同業種に執着しているようなのと事業失敗による負債が多く、時給何百円程度の仕事ではどうにもならない旨の思いが強い。

請求人は、[redacted]に参加していたが、一向に就職先が見つからず、話をする事自体辛いものがあったので自分で探すことにしたと聞いていたので様子を見てきたもの。頼みの伝手も期待できそうに無く自力での求職活動に限界があるようなので[redacted]を復活するよう勧めた。

請求人からは年内頑張ってだめなら年明けから[redacted]に参加する旨の意向が確認された。

シ　平成２４年２月９日より就労支援面談を再開し、７月１０日まで実施。（２月９日、３月８日、４月５日、５月８日、６月５日、７月１０日と実施。８月１５日は面談キャンセル）

実践できるような仕事、出来れば歩合制で頑張り次第で収入増が期待される仕事に就きたいと不動産販売営業に執着している。

５月８日の就労支援面談のおり来庁し、担当ケースワーカーと面談。請求人は、以前経営していた会社の倒産により借金問題に悩んでいるので、担当ケースワーカーより法テラスに相談してみるよう指導したところ、すぐに連絡をとり法テラスにて相談することになった。

[redacted]を継続しつつ[redacted]も利用する旨請求人の了解を得た。

請求人は不動産営業の仕事をするには運転免許無く、落ち込んでいるようだが、就労支援担当側から、運転免許の条件記載のない求人案件３件を提案されるも、１件は過去に応募した会社、１件は賃貸営業で収入が多く見込めず借金問題で不可。１件はマンション投資でジャンルが違うとのことで今回は応募対象にもならなかった。

ス　求職活動状況申告書の提出状況（平成２３年８月分～平成２４年４月分）

平成２３年８月分は９月に受理するも、９月分から提出が滞るようになり、９月から１１月分は同年１２月７日にまとめて提出されている。８月分からは毎月１ヵ所の応募先の記入がされるようになったが、挙証資料の添付がないなど事実関係が不明である。

セ　平成２４年８月２２日　担当ケースワーカー家庭訪問

負債額が多く、個人のみでなく、会社の負債もあり、法テラスでの破産への手続きがうまくいくのか分からないとのこと。

ケースワーカーとしては法律の詳細は分からず、兎に角請求人には債務整理を行ってもらい、白紙になった状態で適切な求職活動を行うよう指導した。

ソ　求職活動状況申告書の提出状況（平成２４年５月～８月分）

６月から９月にかけて受理。活動日数は以前同様毎日で、各月応募先１件の記載あり。添付資料等なし。

タ　平成２４年９月４日　請求人来庁：（[redacted]活用の為来庁：担当ケースワーカー同席）

自己破産問題については弁護士から審査が通った旨連絡があり、取立て等にあった時の窓口を引き受けてくれるので、お金を差し押さえされることもないと思われ不動産業に拘らずどんな仕事でもしたいとの意向確認。

ハローワークの求人については、指導するも以前から消極的で有料媒体情報を活用したいとのこと。

チ　平成２４年１０月９日（就労支援面談延期）、１０月１６日、１０月２３日の面談は無断でキャンセル

ツ　平成２４年１１月２２日に請求人と当区就労支援担当者出席のもとに[redacted]初回ケース会議を実施した。

テ　平成２４年１１月２７日から平成２５年２月１４日まで６回ハローワークへ行くも、自選求人なく、ハローワークからの紹介も聞くのみで応募へは結びつかず。その後は、２月２１日、２７日キャンセルで、３月２７日、４月３０日、５月１４日とハローワークより架電あ

るも連絡着かず。

ト　求職活動状況申告書の提出状況（平成２４年９月～１１月分）

同申告書については同年１０月から１２月にかけて受理。活動日数は毎日で、応募先は各月１件の記載で、添付資料はなし。

ナ　平成２４年１２月７日　担当ケースワーカーが家庭訪問

現在、[redacted]利用中又自己破産手続き中。請求人いわく、腰痛があり、ブルーワークは避けたいとの訴えあったので通院を指示するも効果ないと通院を拒否。

ニ　平成２５年２月１２日　収入申告書提出の為来庁。

求職活動状況申告書の提出状況　平成２４年１２月から平成２５年１月分を本日受理。活動日数はふた月とも２８日で、１２月は応募が１件、１月は応募が２件、内１件は結果の記載なし。（添付資料はない）

[redacted]の利用の際、積極的に自選求人の提示をハローワークにするのでは無く、ハローワークの方からのみの案件の提示を受け、案件を持ち帰って検討したり、あるいは事前に電話で問い合わせをしたりするも断られるなど実際の応募に至らない。

業種に拘りがないと訴えるも不動産業に応募することが多く、又体調から身体全体を使う仕事等は不可であるとも訴え、腰痛は治らないものと諦めている。

今までから求職活動票の提出を求め提出してもらっているが、応募案件も少なく、不動産業に終始しているようで、幅を広げた求職活動を行っているように思えない。

体調のことも今まで、通院指示するも拒否しているが、今回、病院に通院し就労可能かどうかも確認することになった。

ヌ　平成２５年２月２０日　担当ケースワーカー家庭訪問

病院の通院結果を確認。レントゲンを撮ったが骨に異常なく、筋や筋肉の問題と診断され、服薬と湿布が処方され、継続治療不要とのこと。そのため、求職活動も幅を広げて求職活動するよう指導した。

求職活動等において稼働能力の活用に励んでいないと判断された場合は、文書指導もあり得る旨説明しておいた。

ネ　平成２５年５月２７日、５月２９日、５月３０日

担当ケースワーカー家庭訪問するも不在。不在者連絡票投函。

ノ　平成２５年６月１３日　請求人来庁　求職活動状況申告書：２月分提出なし、３月～５月分提出（裏は記載なし）

３月分の求職活動票が転送不要で帰ってきた為、現住居に居住しているのかも含め確認をしたところ、もちろん居住しており、求職活動票については届いていないので必要が無いものと思ったとのこと。但し、４月分以降は返ってきてないし、届いていないのなら連絡がほしかった旨と提出義務についても説明を行った。その結果として本日、その場で３月から５月分の申告書を記入し提出があった。

ハローワーク事業について確認したところ３月、４月と行っていないため立ち消えとなっている旨判明。ネットや電話での応募確認のみでなく職種や就労形態の変更も含め検討してもらう必要があると説明をした。

以上によりハローワークでなくケースワーカー指導での就労指導に切り替える旨請求人に対し伝え、口頭による就労指導を実施。（口頭指示）その上で真摯な求職活動を行っていると認められなければ文書指導を行うこととその後に保護の停・廃止を行う可能性もある旨も伝えた。

同年６月２０日に同月分の求職活動状況を報告書に記載して提出するよう指示した。

ハ　平成２５年６月２０日　請求人来庁

求職活動票と別紙申告書の提出あり。求職活動票には１件の応募。別紙申告書には６件の応募があり、インターネットでの問い合わせをしたが、電話確認したところ断られ、履歴書の郵送まではいかなかったとのこと。請求人の求職活動としては全く活動をしていないとは言わないが、不動産業など一つの職種に終始することなく、又ネットや電話だけでなく、現在の捜し方では見つからなければ、ハローワークを利用するなど具体的な求職活動に結び付けてほしい旨伝えた。

同月２７日に再度来庁し、求職活動票と別紙報告書にて具体的な活動状況を報告するよう指導指示した。（口頭指示）

ヒ　平成２５年６月２７日　請求人来庁せず。来庁予定であったが、請求人より来電。本日面接が入ってしまったため、来庁できない、ＳＥの仕事で、ハローワークでなくネットで見つけた。そのため、来庁予定日を同年７月２日に変更となった。

フ　平成２５年７月２日

本日、来庁予定日であったが来庁せず。

架電するも不通。（コール音はあり）

ヘ　平成２５年７月４日

ケース診断会議を実施。診断内容は求職活動状況申告書の提出を求める指示の文書指導を行ってよいか。

協議診断の上同日付で「法第２７条第１項に基づく指導指示書」を送付。（履行期限；同年７月１２日（金）　午前１１時）

ホ　平成２５年７月１６日

同月１２日に来庁するよう指導していたが、来庁なかった為「法第６２条第４項の規定に基づく弁明の機会の付与について」を１部は簡易書留、もう１部は通常郵便で送付。（弁明すべき日時：同月２９日　１３時）

マ　平成２５年７月３０日

ケース診断会議を実施。内容は保護の停止の決定についてであり、文書指導による履行期限内に連絡なく、また弁明の機会にも来庁並びに連絡もない為、ケース診断会議で協議を行った結果、同年８月１日付けの保護の停止を行ったもの。

同日付「保護の停止決定について」の通知文書を送付。なお、定期的に請求人宅の郵便ポストを確認していたが整理されていたもの。

ミ　請求人の健康状態及び就労の可否については、請求人は「肉体労働により足腰を痛めたことから生活保護を受給した」と述べているが、弁明書のアにあるように、保護開始原因としては倒産によるものである。開始当初より通院歴はみられず（平成２２年６月２５日付病状照会により確認）、処分庁からの指導による平成２５年２月の受診結果においても継続治療が不要である旨主張し、その後通院はなし。

就労指導については、本件の場合、平成２２年１月１４日からの保護の開始日より、弁明書アからマに見られるように、粘り強く３年半近くに渡って請求人の意向も尊重しつつ丁寧に就労指導を行ってきたものである。請求人の経験知による不動産業を主としながらも、就労の阻害要因となっている負債問題についてもアドバイスをするなど適切な指導を行ってきた。「[redacted]」、[redacted]等を紹介し、幅広く就労先を選択するようにも推奨してきたところであるが、請求人は求職活動日数がほとんど毎日であるのにネット等での活動に終始されているようで、具体的な、面接日及び合否についての報告がほとんどない状況である。この事は、単に求職活動報告書の記載件数が少ないことのみの判断ではなく、十分な求職活動を行っているとは言い難く、又、自立に向けた保護の目的に一歩踏み出しているとは言い難い状況である。

以上により、処分庁の指導指示は形式的且つ違法でなく、請求人の心情や健康状態を配慮した正当な指導である。

ム　請求人は「法第２７条第１項に基づく指導指示書」を受領したのが平成２５年７月１３日で履行期限が切れた翌日であり、また「法第６２条第４項の規定に基づく弁明の機会の付与について」の書面を受領したのが弁明すべき日時の１日あるいは２日前であり、文書による指導指示の履行及び弁明の十分な準備ができず、本件の指示及び弁明の機会の付与は無効であると主張している。

無効である一因となる書面の受領遅延については、請求人が破産手続き中で、管財人が付いており、手紙、文書等が管財人経由となるためとのことであるが、請求人からはそのような事情についての報告等一切無く当処分庁が認識し得ないものであり、同年８月６日の代理人からの電話連絡によって初めて認識したものである。

以上から、当処分庁は文書の到達が遅延する可能性については知りえず、本件停止決定を変更するには至らなかったことは違法とは言えない。仮に送達が遅れたとしても指導指示書が送達された時点で、請求人は処分庁に連絡を取るべきで、また、弁明の機会についても、送達が前日であったとしても請求人は十分準備する時間がないと考えるならば、処分庁に連絡を取り弁明の機会の猶予を申し出るべきである。

（６）弁明書と同時に提出のあった証拠書類によると、以下の趣旨の内容があること。

ア　平成２１年１２月７日付けのケース記録票には、「負債については、自身のカード融資も有るが、会社の貸し付け保証をしていたので、その金額が高額で、弁護士に聞きにいったら、何百万円か要ると言われたとの事。落ち着いたら、法テラスに相談してみるよう伝えた。」との記載があること。

イ　新規申請調査ケース記録票（６）には、請求人の処遇方針として、「・稼働能力の活用・就労指導・負債への適切な対応」との記載があること。

ウ　平成２２年６月９日付けのケース記録票には、「請求人定期家庭訪問（中略）請求人は以前、不動産関係を自営していたことがあり、雇用主からすると自分のような人間は雇いにくいと思うと話す。また、自分には他職種での就職は難しいと話し、このまま不動産関係の仕事を探したいとの意向があった。（知識・技術を活かしたい）しかし、保護開始から半年が経過し成果が見られていないことから、[redacted]への参加を勧める。⇒[redacted]への参加には同意。（中略）請求人の負債への対応状況について確認すると、請求人の負債は自己破産だけでは解決できず、法人の倒産もしなければならないので着手金が５０万～２００万円かかり、まだ法的整理は出来ていないとのこと。」との記載があること。

エ　平成２３年８月１１日付けのケース記録票には、「定期家庭訪問請求人宅訪問（中略）法テラスに相談したが負債金額が億単位と高額なため自己破産もできず裁判するにも着手金だけで２～３百万円かかると言われたそうで、現状ではどうすることもできないという。そのため、返済するには時給何百円程度の仕事ではなく不動産取引などの大きな仕事が必要で伝手を頼って探しているとのこと。しかし、３月の東北大震災で話が立ち消えになるなど大きな影響を受けたという。生活保護は仕事が見つかるまでの一時しのぎと思っているのでもうしばらく待ってほしいとのことである。請求人へはその意思を大事にし求職活動を継続するよう指導した。」との記載があること。

オ　平成２３年１２月１２日付けのケース記録票には、「定期家庭訪問請求人宅訪問（中略）請求人は以前、就労支援を受けていたが一向に就職先が見つからず、話しをすること自体辛いものがあったので自分で探すことにしたと聞いていたためしばらく様子を見て来た。しかし、頼みの伝手も期待できそうになく自力での求職活動に限界があるようなので就労支援を復活するよう進言した。請求人からは年内一杯頑張ってみてだめだったら、年明けから就労相談に伺いたいとの意向を示した。」との記載があること。

カ　平成２４年５月８日付けのケース記録票には、「〈請求人法テラスとハローワーク事業〉　本日[redacted]の利用のために来庁。請求人に[redacted]の説明を行うと、消極的。（中略）当時（５年ほど前）、法律事務所に相談に行っていたようだが刑事事件に加えて、個人と会社の破産という状態では法律扶助が使えないと言われたとのこと。法テラスを知らない様子であったため、その場で電話してもらう。結果、刑事事件が絡んでおり、個人の破産について切り離して対応できるかは不明なため一度来てほしい、と言われる。請求人スケジュールを確認して後で法テラスに電話する、ということになる。求職活動について、上記借金があるため自分が稼げる自信のある不動産業界で就職したいとのこと。ハローワークではなく、インターネットで探しているという。しかし保護期間も長期化していることから今月は自身で、６月からはハローワーク事業を利用してもらうことで了解を得る。」との記載があること。

キ　平成２４年８月２２日付けのケース記録票には、「借金返済のために高い給与がもらえる不動産屋で、能力給の就職先を希望している。以前就労していたときは年収１，０００万以上あったことがその自信になっているよう。①源泉徴収で債権者に所得が判明されればお金をとられる②銀行に債権があり、給与振込先がその銀行であれば預金が引き落とされる。この二点を理由に債務整理できていない現段階では希望職種以外では就労できないとのこと。（中略）法律的なことについてケースワーカーの知識の及ばない点も多く、先ずは債務整理を行ってもらい、白紙になった段階で（債務がない状態であれば職種を選ばないとのこと）適切な求職活動を行うよう援助していきたい。」と

の記載があること。

ク　平成２４年９月４日付けのケース記録票には、「本日請求人[redacted]利用のため来庁。ケースワーカー同席。・本日、弁護士より来電あり、破産の手続きを開始できることに。・手続きが完了するまでには３ヶ月程度要するが、弁護士が取り立て等あったときの窓口を引き受けてくれるため、精神的に落ち着いた。・確認しないと正確なことは言えないが、お金の差し押さえされることもないと思われ、不動産業にこだわらずどんな仕事でもしたいと思う。・運転免許証が失効しているが、復活できないか警察に確認してみる。免許証があれば更に仕事の幅が広がるので。・現在、ネット媒体で求職活動を行っている。広告代理店での就労歴あり、ハローワークの求人によい案件はないと思う。支援員が自己破産の件を尋ねると『何度同じことを聞くのか』と声を荒げる場面があった。また過去に年収１，０００万円稼いだプライドからか、ハローワークの求人については以前から消極的。[redacted]と自身の求職活動にて今月は様子を見、就労に繋がらない場合は、[redacted]に繋ぐ旨請求人に伝え、請求人も同意。」との記載があること。

ケ　平成２４年１２月７日付けのケース記録票には、「現在[redacted]利用中。履歴書の手直しを受けているそう。『腰痛がありブルーワーク職は避けたい』と言うため、通院してはどうかと伝えるが『通院しても改善するものではない』とのこと。刑務所収監期間など履歴書に書けないことについて、ハローワークでは書かずに余白とするよう言われたそう。しかし面接では必ず問われるため『嘘をついて後で言われるより先に正直に言いたい』とのこと。ただ、それでは就労に結びつきにくい旨を伝え、また職業についても幅を広げて検討するよう伝える。」との記載があること。

コ　平成２５年２月２０日付けのケース記録票には、「病院の通院結果を確認。レントゲンを撮ったが骨に異常はなく、筋や筋肉の問題と診断。服薬と湿布が処方されたとのこと。継続療養も不要。それであればブルーワークも含めて求職するよう伝える。こちらが熱心に求職活動を行っていないと判断した場合、[redacted]の中断、ケースワーカーから文書指導を行う可能性について伝える。」との記載があ

ること。

サ　平成２５年６月１３日付けのケース記録票には、「本日請求人来庁。査察指導員同席で話を伺う。（中略）求職活動　３月分の求職活動表が転送不要で返ってきたため、そこに住んでいるのか確認（家主にも電話確認していたが念のため）。請求人『勿論住んでいる』との回答。また求職活動表の提出がないことを伝えると『届いていないから、もう必要ないのかと思った』と語る。（但し、４月分以降は返ってきていない）求職活動表が届いていなければ連絡がほしかったこと、提出する義務があることを伝える。３～５月分本日記入。[redacted]について確認。『３ヶ月で終わりました』と語る。３ヶ月ではなく半年であると訂正した上で、３月４月と行っていないため立ち消えになっていること（結果報告から判明）を伝えると、請求人認める。そのため以前から通告していたように、ケースワーカー指導に切り替えること、また口頭指導として請求人に対して就労指導を行うことを伝える。その上で真摯な求職活動を行っていると判断できなければ文書指導を行うこと、その後に保護の停廃止を行う可能性があることを伝える。査察指導員から現在どのような求職活動を行っているのか確認。請求人『往復代、写真代がバカにならないのでネットで検索して、電話で確認している。』とのこと。査察指導員からそれらは各自工面してもらっていることを伝える。『刑務所に入っており、履歴書賞罰欄に書いている』と言うため[redacted]でも懲罰欄は書かなくてもよいと言われているのではないか、聞かれれば答える必要はあるかもしれないが、敢えて自ら言う必要はないのではないかと確認する。『書かなくても、職歴に３年間の空白が生じるため聞かれる。（空白期間を消すため）前の職歴を伸ばして書きたくない』と言うため、それについては請求人判断に任せる。査察指導員から、電話での応募確認でも刑務所入所について伝えるのか確認。請求人『それは言わない。が、免許や年齢で断られる』とのこと。職種や就労形態の変更も含めて検討してもらう必要があることを伝え、とにかく、きちんと応募するように伝える。来週の６月２０日求職活動表を提出に来庁してもらい、それで判断すると伝える。」との記載があること。

シ　平成２５年６月２０日付けのケース記録票には、「本日就労指導のため、指定時刻に請求人来庁。査察指導員同席で話を伺う。『求職活

動表』には１件の応募。電話で断られた案件用として提出を依頼した『申告書別紙』には６件の応募あり。６件のほうは、インターネットで問い合わせをしたが、電話確認したところ断られ、履歴書の郵送に至らなかったという。査察指導員よりハローワークでの求職活動は行わないのか確認。請求人会社経営をしていた時の話を持ち出される。ハローワークは無料で求人を出せるため、ろくな人も来ないし、ろくな仕事がない…というような話をされる。同様の話は過去にも繰り返し聞いていた。請求人の思いも理解できるが、現在福祉を受けており、３年半にもなる今、そういう段階にはないことを伝える。探している職種で見つからなければハローワークを利用する、といった努力が必要であることを伝え、来週６月２７日１３：３０に再度来庁してもらうこととする。求職活動表と別紙を手渡し、活動内容次第では、課で協議して文書指導となる可能性があるため、真摯な求職活動を行うよう伝える。」との記載があること。

ス　平成２５年６月２７日付けのケース記録票には、「請求人来庁せず。本日来庁予定であったが請求人から来電。・本日面接が入ってしまったため、来庁できない。・ＳＥの仕事。ハローワークではなく、ネットで見つけた。そのため、来庁予定日を７月２日に変更する。」との記載があること。

セ　平成２５年７月２日付けのケース記録票には、「本日、来庁予定日であったが来庁せず。架電するも不通（コール音はあり）。」との記載があること。

ソ　平成２２年２月１日から平成２５年６月２０日までに処分庁がそれぞれ受理した請求人の平成２２年１月分から平成２５年６月分までの「求職活動状況・収入申告書」又は「求職活動状況申告書別紙」（以下「申告書等」という。）には、いずれもハローワークでの求職活動状況の記載がないこと。このうち、応募した案件で、面接に至った案件は３件であること。

（７）平成２６年３月２５日付けで、請求人が審査庁に対して提出した反論書（以下「反論書」という。）には下記の内容があること。

ア　弁明書アについて

同第１段落の日付については明確な記憶がないが、その余は、概ね認める。

もっとも、請求人は、会社が事実上倒産し、会社や自宅を処分した後、すぐに野宿生活に至ったわけではなく、[redacted]の風俗店において、住み込みで働いていた。その仕事が過酷な環境で、コンクリートの上に１日８時間正座して、来客待ちをしなければならなかった。そのことにより、請求人は、足腰を痛め、腰痛に加えて、階段を降りている最中に、請求人のコントロールが効かずに急に膝がカクンと曲がる等するため、階段を１段ずつしか降りられないような状況となった。なお、現在も、そのような状態が続いている。

イ　弁明書イについて

平成２２年１月１日に前処分庁からの移管により、処分庁で保護が開始されたこと、処分庁での保護開始時に「仕事を見つけて下さい」「負債について法テラスに相談に行って下さい」と言われたことは認め、その余は否認する。

請求人は、保護開始を受ける前に、破産の相談をするために法律事務所６、７箇所に赴いたが、全ての弁護士から、会社と個人を一緒に破産する必要があり、その費用に最低でも着手金５０万円（総額２００万以上）必要だと言われていた。

そのため、請求人は、処分庁の担当ケースワーカーから、法テラスに相談に行くように言われた際に、担当ケースワーカーに対して、上記弁護士から聞いた話をしたところ、担当ケースワーカーは、それ以上何も言わなかった。決して、負債について適切な対応の指導があったとは言えない。

ウ　弁明書ウについて

明確な記憶がないが、裏面の記載がないのは、裏面の記載事項が応募日、面接日、その結果を記載するものであったため、請求人が問い合わせたものの応募に至らなかった場合を記載することができないと考えていたからである。請求人は、毎日インターネットを利用して求人情報を取得していたが、保護を受給する前に面接に行ったところも多かった。また、新しい求人先を見つければ問い合わせを行っていたが、受刑歴を隠して就職するわけにはいかないと思っていたため、問

い合わせの時点で受刑歴があることを伝えていたことから、応募にまで至ることができないことがほとんどだった。当時の担当ケースワーカーに、なぜ裏面の記載がないのかと尋ねられたときに、問い合わせたが応募に至らなかった旨を伝えたところ、当時の担当ケースワーカーは、「そうか」と納得し、それ以上何も言わなかった。請求人は、現担当ケースワーカーの前の担当ケースワーカーになって初めて、問い合わせたが応募に至らなかった会社についても記載するよう指摘を受けたのである。

エ　弁明書エについて

同第１段落の日付については明確な記憶がないが、その余は認める。

オ　弁明書オについて

不知。

請求人は、当時の担当ケースワーカーに、足腰を痛めている旨伝えたときに、どこの病院に通ったことがあるかと尋ねられ、通院した病院を明確に記憶していなかったが、恐らくＡ病院だと思われたため、同病院と回答したのである。同病院に通院歴がなかったとしても、請求人が足腰を痛めたことで通院をしたことがあるのは間違いない。

カ　弁明書カについて

同第１段落については、日付の明確な記憶がないが、月１回就労面談を実施したことは認める。

同第２段落第１文については、「就職よりもむしろ自立」という意味が請求人が「完全歩合で不動産業の営業職に就きたい」と言っていたことを指すのであれば認める。

同第２文は、否認する。請求人は、毎日、インターネットを利用して、求人情報を取得し、新しい求人先を見つければ問い合わせを行い、知り合いにも連絡をして、求人情報を得るよう努力していた。

同第３段落については、上記の期間に、知人から[redacted]市の不動産営業の仕事の紹介や経理ソフトの国内販売の仕事を紹介された旨を報告したこと、家庭訪問時に、経理ソフトの国内販売の仕事がシンガポールの会社が絡んでいると述べたことは認め、その余は否認乃至不知。

経理ソフトの国内販売の仕事は、平成２３年２月ころに、東京の知人の不動産会社とシンガポールの会社が仮契約にまで至ったが、同年３月１１日に東日本大震災の影響で、知人の会社の不動産部門が大打撃を受け、サイドビジネスをしている余裕がなくなったため、経理ソフトの国内販売の仕事の話自体がなくなってしまった。

同第４段落は認める。

キ　弁明書キについて

明確な記憶がないが、請求人が毎日求職活動を行っていたのは間違いなく、裏面の記載がないのは、前記ウと同様の理由からである。請求人は、毎日、インターネットを利用して求職活動を行ったり、知り合いに連絡をして求職活動を行っていた。請求人は、そのことを当時の担当ケースワーカーに伝えたところ、当時の担当ケースワーカーからは、裏面の記載がないことについて、何の指摘もなかった。

ク　弁明書クについて

日付の明確な記憶はないが、概ね認める。

ケ　弁明書ケについて

第１段落については、日付について明確な記憶がないが、月１回就労支援面談を実施していたことは認め、６月７日に請求人が連絡もなく来庁しなかったことについては明確な記憶がない。

第２段落については、経理ソフトの国内販売案件が休止したこと、ハローワークへ週２回通い、営業関係の仕事を探し、不動産関係の営業の仕事を希望していたこと、運転免許が失効している旨の報告をしたことは認め、その余は否認する。請求人は、破産ができない以上、借金を返さなければならないという強い思いがあり、借金を返すためには少なくとも年間１，０００万円の収入がなければならないと思っており、不動産関係の営業職であれば経験があり、頑張れば年間１，０００万円の収入を得ることができると予想できたため、不動産会社の営業職を希望していたのである。

同第３段落については、「求人開拓による情報提供」が何を指しているのか不明である。

コ　弁明書コについて

明確な記憶がないが、請求人が毎日求職活動を行っていたのは間違いなく、裏面の記載がないのは、前記ウと同様の理由からである。

サ　弁明書サについて

同第１段落については、日付の明確な記憶がないが、担当ケースワーカーが家庭訪問したことがあることは認める。

同第２段落については、事業の負債が多く、時給何百円程度の仕事ではどうにもならない旨の思いが強かったことは認め、その余は否認する。

前述したとおり、請求人は、破産ができない以上、借金を返さなければならないと思っており、不動産関係の営業職であれば、借金返済に必要な収入を得ることが予想し得たので、不動産関係の営業職を希望していたのである。

同第３段落については、請求人が[redacted]に参加していたことは認め、その余は否認乃至不知。

請求人は、就労支援の面談の際に、就労支援の担当者から、早く就職先を見つけるように指導され、多額の負債があることと足腰を痛めていることを理由に仕事を選ばざるを得ない旨を説明したところ、就労支援の担当者から、「何でもいいから仕事をみつけろ」と強い口調で言われた。そのことで、請求人と就労支援の担当者とが揉めたことがあった。そのため、請求人は、担当ケースワーカーに就労支援の担当者を変えて欲しいと頼んだが、担当ケースワーカーからはそれはできないと回答された。

同第４段落は、記憶にない。

シ　弁明書シについて

同第１段落については、日付について明確な記憶がないが、月１回就労支援面談を実施していたことは認め、８月１５日に請求人が面談をキャンセルしたことについては明確な記憶がない。

同第２段落については、請求人が実践できるような仕事、出来れば歩合制で頑張り次第で収入増が期待される仕事に就きたいと述べていたことは認め、その余は否認する。請求人は、借金を返済しなければならないと思っていたからである。

同第３段落については、日付について明確な記憶がないが、その余は認める。現在の担当ケースワーカーに変わり、請求人が借金の返済

をしなければならないと伝えたところ、現在の担当ケースワーカーが、実際に担当したケースで、法テラスを利用して、会社の破産をせずに、個人だけで破産できたケースがあるので、法テラスに相談に行くよう勧められたため、請求人は、すぐに法テラスに連絡をとり、相談することにしたのである。

同第４段落については、いつの時期かは明確な記憶がないが、請求人がハローワーク事業を利用することに了解したことがあることは認める。

同第５段落は概ね認める。

ス　弁明書スについて

明確な記憶がないが、請求人が来庁したときに、３ヶ月分をまとめて提出したことがあることは認める。

請求人が来庁したときに、３ヶ月分をまとめて提出したことがあるのは、その３ヶ月分の申告書が自宅に届かなかったからである。そのため、請求人は、来庁時に、その場で、担当ケースワーカーから申告書の提出を求められ、提出した。応募先については、覚えているものだけを記載した。

挙証資料の添付については、担当ケースワーカーから求められたことがなかったため、添付していなかった。

セ　弁明書セについて

日付の明確な記憶がないが、概ね認める。破産手続については、相談した弁護士に言われたことをかいつまんで伝えた。

ソ　弁明書ソについて

明確な記憶はないが、応募先については、１件以外にもあったが、何件記載するかが重要なことであるとの認識がなかったため、１件のみを記載していた。担当ケースワーカーからも記載件数が少ないとの指摘もなかった。

また、添付資料についても、担当ケースワーカーから求められたことがなかったことから、添付していなかった。

タ　弁明書タについて

日付の明確な記憶がないが、概ね認める。

請求人がハローワークの求人の利用に消極的であったのは、請求人が以前に求人広告の会社で働いた経験があり、そのときに、ハローワークの求人を利用する会社は、お金もなく、良い労働環境の整った会社はほとんどないという知識を得ていたからである。

チ　弁明書チについて

日付の明確な記憶がないが、このころに、面談を無断でキャンセルしたことはない。

ツ　弁明書ツについて

認める。

テ　弁明書テについて

同第１文については、日付の明確な記憶がないが、概ね認める。

請求人は、毎日、インターネットを利用して求人情報を取得し、新しい求人先には問い合わせを行っていたので、問い合わせ済みや面談済みのところばかりで、自選求人もなく、応募にも結びつかなかったのである。

同第２文について、日付の明確な記憶がないが、このころに、面談をキャンセルしたことはないし、ハローワークから電話があったという記憶もない。

ト　弁明書トについて

明確な記憶はないが、前述したとおり、応募先については、１件以外にもあったが、何件記載するかが重要なことであるとの認識がなく、担当ケースワーカーからも指摘がなかったため、１件のみを記載していた。

また、添付資料についても、担当ケースワーカーから指摘がなかったことから、添付していなかった。

ナ　弁明書ナについて

日付の明確な記憶がないが、概ね認める。

請求人が通院を拒否したのは、現在の担当ケースワーカーになる前に、担当ケースワーカーに足腰が悪いと相談したところ、評判のいいところがあると教えてもらい受診した整骨院があったが、その整骨院

の治療を受けて返って痛みが増したということがあり、今回も無駄な医療費を支払わせては悪いと思ったからである。

ニ　弁明書ニについて

同第１段落は、明確な記憶がないが、収入申告書提出のため来庁したことがあることは認める。

同第２段落については、明確な記憶がないが、前述したとおり、応募先については、何件記載するかが重要なことであるとの認識がなく、担当ケースワーカーからも指摘がなかったため、１件や２件のみを記載していた。

また、添付資料についても、担当ケースワーカーから指摘がなかったことから、添付していなかった。

同第３段落は、概ね認める。

請求人は、毎日、インターネットを利用して、求人情報を取得し、新しい求人先には問い合わせを行っていたため、ハローワーク事業利用の際には、目新しいものがないので、自選求人の提示に至らなかった。また、ハローワークからの案件の提示を受けても、以前、問い合わせ等をしたところがほとんどであったため、問い合わせ等をしたかどうかを確認するために、案件を持ち帰って検討していたのである。さらに、事前に電話で問い合わせていたのも、受刑していることを隠して応募をしても、面接の際には、受刑している期間に職歴がないことについて必ず質問を受け、受刑していたことを隠し通すことができなかったため、事前に受刑歴があっても応募しても良いかと問い合わせていたのである。

同第４段落は、概ね認める。不動産業であれば、自分の経験を生かせるという思いがあったからである。

同第５段落は、不知。

同第６段落については、請求人が通院指示を拒否したことがあったこと、病院に通院して就労可能かどうかも確認することになったことは認め、その余は否認する。

ヌ　弁明書ヌについて

同第１段落については、日付の明確な記憶はないが、担当ケースワーカーが家庭訪問したことがあることは認める。

同第２段落については、病院の通院結果を確認したこと、請求人が

病院でレントゲンを撮ったが骨に異常がなく、筋や筋肉の問題と診断され、服薬と湿布が処方され、継続治療が不要だと言われたと伝えたこと、担当ケースワーカーから求職活動も幅を広げて求職活動するよう指導を受けたことは認め、その余は否認する。請求人は、担当ケースワーカーに対して、腰痛に加えて、階段を降りている最中に、請求人のコントロールが効かずに急に膝が曲がる等するため、階段を１段ずつしか降りられないような状況であることを伝えていた。

同第３段落は認める。

ネ　弁明書ネについて

日付の明確な記憶はないが、概ね認める。

ノ　弁明書ノについて

同第１段落については、日付の明確な記憶がないが、このころに請求人が来庁したことがあることは認め、求職活動状況申告書については、２月分を提出しなかったことは、記憶がなく、３月から５月分を提出したこと、裏の記載をしなかったことは認める。

裏の記載をしなかったのは、応募先等を正確に記憶していなかったからである。

同第２段落は、概ね認める。

同第３段落は、ハローワーク事業については、請求人が３月、４月と行っていないこと、請求人が担当ケースワーカーやその上司から、ネットや電話での応募確認のみでなく職種や就労形態の変更も含めて検討してもらう必要があると説明を受けたことは認める。

同第４段落第１文については、ハローワークでなくケースワーカー指導での就労指導に切り替える旨を請求人に伝えられたことは認め、その余は不知。

同第２文は記憶にない。

同第５段落は、認める。

ハ　弁明書ハについて

同第１段落は認める。

同第２段落第１文は認める。

同第２文及び第３文は、応募件数については明確な記憶がないが、その余は認める。

同第４文は否認する。上司は、請求人に対して「他の人と比べると記載件数が少ない」「他の人は全部埋めている」「汗を流せ」と高圧的で、かつ、悪意に満ちた言い方で言い続け、請求人は、侮辱されたように感じ、深く傷ついた。

同第３段落は認める。

ヒ　弁明書ヒについて

認める。

フ　弁明書フについて

同第１段落及び同第２段落は認める。

同第３段落は、否認する。処分庁からの着信履歴はなかった。

ヘ　弁明書ヘについて

同第１段落及び同第２段落は不知。

同第３段落は、認める。もっとも、請求人が受け取ったのは、履行期限の翌日の平成２５年７月１３日である。

ホ　弁明書ホについて

処分庁が平成２５年７月１６日付で「法第６２条第４項の規定に基づく弁明の機会の付与について」を１部通常郵便で送付したこと、弁明すべき日時が同月２９日１３時であったことは認め、その余は否認する。請求人が受け取ったのは、同月２７日又は２８日であり、しかも１部だけである。

マ　弁明書マについて

同第１段落及び同第２段落は不知。

同第３段落第１文は認める。

同第２文は不知。処分庁は、定期的に請求人宅の郵便ポストを確認していたと主張しているが、処分庁の当該行為は、請求人に対する通信の秘密（憲法第２１条第２項後段）及びプライバシー権（憲法第１３条）等の侵害であり、どのような法的根拠に基づき、そのようなことをしていたのか明らかにされたい。

ミ　弁明書ミについて

同第１段落第１文については、請求人が「肉体労働により足腰を痛めたことから生活保護を受給した」と述べたことは認め、その余は否認する。

前述したとおり、請求人は、会社が事実上倒産し、会社や自宅を処分した後、すぐに野宿生活に至ったわけではなく、[redacted]の風俗店において、住み込みで働いており、その風俗店での過酷な労働により、足腰を痛めたことにより、就労できなくなり、生活保護を受給することになったのである。

同第２文は、処分庁からの指導による平成２５年２月の受診結果においても継続治療が不要であると言われたと伝えたことがあること、その後病院に通院していないことは認め、その余は否認する。

前述したとおり、請求人が当時の担当ケースワーカーに、足腰を痛めている旨伝えたときに、どこの病院に通ったことがあるかと尋ねられ、通院した病院を明確に記憶していなかったが、恐らくＡ病院だと思われたため、同病院と回答したのであって、同病院に通院歴がなかったとしても、請求人が足腰を痛めたことで通院をしたことがあるのは間違いない。

また、請求人は、病院で言われたまま、レントゲンを撮ったが骨に異常がなく、筋や筋肉の問題と診断され、服薬と湿布が処方され、継続治療が不要だと言われたと伝えたのであり、また、病院で継続治療が不要だと言われればそれ以上通院することができず、通院しなかっただけである。請求人は、担当ケースワーカーに対して、腰痛に加えて、階段を降りている最中に、請求人のコントロールが効かずに急に膝が曲がる等するため、階段を１段ずつしか降りられないような状況であることを伝えていた。決して継続治療が不要であると主張して通院を拒否したわけではない。

同第２段落及び同第３段落は否認乃至争う。

ム　弁明書ムについて

同第１段落は認める。

同第２段落については、書面の受領遅延が請求人が破産手続中で、管財人が就いており、手紙、文書等が管財人経由となるためであることは認め、その余は不知。

同第３段落は、否認乃至争う。

メ　就労指導の違法性について

処分庁は、処分庁の指導指示は形式的且つ違法ではなく、請求人の心情や健康状態を配慮した正当な指導であると主張する。

しかし、処分庁が請求人の負債問題について適切なアドバイスをしたのは、現担当ケースワーカーに変わった平成２４年５月８日のことに過ぎない。それまでは、平成２２年１月に１度法テラスに行くよう指導しただけである。

また、請求人は、処分庁から「[redacted]」、[redacted]を紹介され、それに応じて、それらを利用してきているため、ネット等での活動に終始してきたわけではない。

さらに、求職活動状況申告書の裏面の記載がなかったり、添付資料がなかったりするのは、前述したとおり、件数が重要なことであるとの認識がなく、担当ケースワーカーからの指摘もなかったからである。

請求人は、毎日、インターネットを利用して求人情報を取得し、新しい求人先を見つければ問い合わせをしてきた。請求人が応募や面接につながらなかったのは、受刑していることを隠して応募をしても、面接の際には、受刑している期間に職歴がないことについて必ず質問を受け、受刑していたことを隠し通すことができなかったため、事前に受刑歴があっても応募しても良いかと問い合わせていたからである。

また、処分庁から「[redacted]」、[redacted]を紹介され、それに応じて、それらを利用してきたものの、応募や面接につながらなかったのは、毎日、インターネットを利用して求人情報を取得し、問い合わせを行っていたから、[redacted]や[redacted]で紹介される求人先には、既に問い合わせ済みや応募済みであったがためである。

処分庁は、これらのことを全く評価せずに、具体的な、面接日及び合否についての報告がほとんどない状況であったことをもって、十分な求職活動を行っているとは言い難く、又、自立に向けた保護の目的に一歩踏み出しているとは言い難い状況であるとしている。

また、請求人は、病院で継続治療が不要と言われたものの、担当ケースワーカーに対しては、腰痛に加えて、階段を降りている最中に、請求人のコントロールが効かずに急に膝が曲がる等するため、階段を１段ずつしか降りられないような状況であることを伝えていた。

さらに、請求人は、生活保護再開申請後に、精神科を受診したところ、医師から「生活への不安が大きいため、生活を安定させることが何よりも大事である」との意見書が提出され、現在は、「自己同一性障害」と診断されている。

請求人のこれまでの心身の状態からすれば、請求人が「自己同一性障害」になったのは、生活保護再開申請後のことではないことは明らかである。

そうだとすれば、処分庁は、このような請求人の心情や健康状態を無視して、就労指導をし続けて来たことになる。従って、処分庁の就労指導は、請求人の心情や健康状態に全く配慮せずにおこなった、「形式的」以外のなにものでもなく、違法である。

モ　手続の違法性について

処分庁は、本件停止決定は、法に基づき適法・適正に行われたと主張する。

しかし、保護を停廃止することは、被保護者の生存そのものを脅かす危険のあるものであり、行政は、非常に厳格な手続を踏む必要がある。

生活保護行政を適正に運営するための手引きの「Ⅱ　指導指示から保護の停廃止に至るまでの対応」において、「文書による指導指示は、・・・必要に応じて、過去の指導状況を勘案しつつ、個別ケースに即して適切な履行期限を定める」「指導指示書は、当該被保護者に読み聞かせる等十分に説明したうえ手交し、受取証に署名等をさせる（手交の際、担当ケースワーカーだけでなく査察指導員が同席することが望ましい）。これによりがたい場合には、内容証明し郵送により行う」としている。

また、「生活保護法施行事務監査の実施について」の別紙生活保護法施行事務監査事項１（３）の２（３）ウにおいて、「指導指示違反の弁明の機会を設けているか。また、その日時や通知の手続は適切か」としている。

これらの規定からすれば、請求人に対して、指導指示書等が確実に送達されるよう細心の注意をもって行うべきであるのは、行政である。

従って、処分庁が文書の送達が遅延する可能性を知り得なかったとしても、請求人が文書の送達が遅延したこと等を連絡しなかったとし

ても、関係がない。

現に、請求人に指導指示書が送達されたのが履行期限の翌日であり、弁明の機会に関する文書の送達が弁明すべき日時の１日あるいは２日前であるのであるから、本件停止決定における指導指示及び弁明の機会の付与は、無効である。

２　判　断

（１）法第４条は、生活保護制度における基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第１項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第５条において「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

（２）法第２７条第１項は、「保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。」と定めている。

また、法第６２条第１項には、被保護者は、保護の実施機関が、「第２７条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。」と定め、同条第３項には、保護の実施機関は、被保護者が、その「義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。」と定めている。

なお、この場合には、同条第４項により、保護の実施機関は、「保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない。」と定めている。

（３）また、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３８年４月１日社発第２４６号厚生省社会局長通知。（以下「局長通知」という。））第４の１は、「稼働能力を活用しているか否かについては、①稼働能力があるか否か、②その具体的な稼働能力を前提として、その能力を活用する意思があるか否か、③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否か、により判断すること。」と規定し、局長通知第４の２は、「稼働能力があるか否かの評価については、年齢や医学

的な面からの評価だけではなく、その者の有している資格、生活歴・職歴等を把握・分析し、それらを客観的かつ総合的に勘案して行うこと。」と規定し、局長通知第４の３は、「稼働能力を活用する意思があるか否かの評価については、求職状況報告書等により本人に申告させるなど、その者の求職活動の実施状況を具体的に把握し、その者が２で評価した稼働能力を前提として真摯に求職活動を行ったかどうかを踏まえ行うこと。」と規定し、局長通知第４の４は、「就労の場を得ることができるか否かの評価については、２で評価した本人の稼働能力を前提として、地域における有効求人倍率や求人内容等の客観的な情報や、育児や介護の必要性などその者の就労を阻害する要因をふまえて行うこと。」と規定している。

（４）「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和３８年４月１日社保第３４号厚生省社会局保護課長通知。）の問（第１１の１）の答１には、指導指示に従わない場合の取扱いの基準として「当該指導指示の内容が比較的軽微な場合は、その実情に応じて適当と認められる限度で保護の変更を行うこと。」とし、さらに答２では「１によることが適当でない場合は保護を停止すること」と規定している。

（５）「生活保護行政を適正に運営するための手引きについて」（平成１８年３月３０日社援保発第０３３０００１号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）Ⅱの１の（２）のエにおいて、指導指示から保護の停廃止に至るまでの対応として、文書により指導する場合、「指導指示書は、当該被保護者（これによりがたい場合は世帯主）に読み聞かせる等十分に説明したうえ手交し、受取証に署名等をさせる（手交の際、担当ケースワーカーだけでなく査察指導員が同席することが望ましい）。これによりがたい場合には、内容証明し郵送により行う。」とし、オにおいて、「文書による指導指示後も、その履行状況の把握、必要な助言指導等を行いケース記録にその状況を記載する。」と規定している。

また、同通知Ⅱの４の（２）は、履行期限を定めた指導指示について、「履行期限を定めた場合においては、履行期限が到来するまでの間、本人による履行の努力を求めるだけでなく、保護の実施機関においても積極的な援助と効果的な指導を行うことが求められる。」とし、同（５）において、「文書による指示を行っても正当な理由なく文書指示に従わない場合には、さらにケース診断会議に諮る等組織的に十分検討

を行ったうえで、弁明の機会を与える等法第６２条第４項による所定の手続を経て保護の変更、停止又は廃止を行う。特に履行期限を定め、その期限までに指導指示内容が履行されなかったことを理由として保護の停廃止を検討する場合には、単に期限が到来したことだけをもって判断するのではなく、期限までの間の指導指示に対する被保護者への取組状況や保護の実施機関における援助状況を十分に検討することが必要である。」と規定している。

（６）本件についてみると、前記第２の１の（１）から（６）までの認定事実のとおり、処分庁は、平成２２年の生活保護開始以降、請求人に対して就労指導を行ってきたところ、請求人が[redacted]を欠席するなど真摯に求職活動を行っていると認められなかったことから、口頭による就労指導を行った。しかしながら、請求人が指導の履行期限に来庁しなかったことから、法第２７条に基づく文書指導を行ったものの、請求人は履行期限に来庁しなかったため、前記（１）から（５）に基づき、日時を指定して弁明の機会を付与する通知を送付したところ、同日に請求人が出席しなかったため、法第６２条第３項により本件停止決定を行ったことが認められる。

（７）請求人は、処分庁の指導指示は、相互の信頼関係を確立する努力もせず、個々人の事情（身体的、生活的、社会的）を総合的に把握することもなく、就労するための諸援助を多面的具体的に準備、提供することもなく、個別的専門的な判断を慎重に行い、利用者に理解をしてもらい、自発的協力が得られるようにするというようなことは一切行っておらず、形式的であり、違法である旨主張する。

しかしながら、前記第２の１の（１）から（６）までの認定事実のとおり、処分庁は、請求人に対し保護開始時から３年以上に渡り就労支援を継続していることが認められる。この間、求職活動を見守りつつ[redacted]による支援を行うとともに、請求人の健康状態の確認も行っていること、また、請求人の負債について解決に向け手続きが開始された以降は、[redacted]への参加を促し、就労活動の幅を広げるよう指導し、家庭訪問時には腰痛を訴える請求人に対し通院を指示し、その後症状を確認するなど、請求人の不動産業の経験、請求人の有する多額の負債及び請求人の健康状態を考慮した上で就労支援を行っていることが認められる。

これに対し、前記第２の１の（５）及び（６）の認定事実のとおり、請求人は[redacted]に平成２５年３月から参加せず、また、通院の必要もなく、幅を広げた求職活動を行っているとは認められなかったため、処分庁は、ケースワーカーによる就労指導に切り替え、真摯に求職活動を行うよう口頭指示を行ったものの、請求人が指示した日時に来庁しなかったことから、文書による指導指示を行ったことが認められる。

以上のことから、処分庁は、請求人に対し、保護開始時から個別の事情を客観的、総合的に勘案し、就労支援を継続してきたものの、請求人の求職活動の具体的な実施状況が確認できなかったことから、当該実施状況を把握するために口頭及び文書による指導指示を行ったものであると認められ、前記（１）から（３）に照らせば、処分庁の行った法第２７条の規定による文書指導に至るまでの経過及び指導・支援の内容について違法不当とはいえず、請求人の主張は認められない。

（８）なお、処分庁は、請求人が破産手続き中であり、手紙、文書等が管財人経由となるため到達が遅延するという事情について、請求人からは報告等が一切無く、文書の到達が遅延する可能性については知りえず、本件停止決定を変更するには至らなかったことは違法とは言えない旨、また、仮に送達が遅れたとしても指導指示書が送達された時点で、請求人は処分庁に連絡を取るべきであった旨、さらに、弁明の機会についても、送達が前日であったとしても請求人は十分準備する時間がないと考えるならば、処分庁に連絡を取り弁明の機会の猶予を申し出るべきであった旨主張する。確かに処分庁が請求人に送付した郵便物が返送されるなど、請求人と連絡が取りにくい状況があり、さらに、破産手続きに移行したことにより郵便物が遅延するようになったことについて、請求人が処分庁に報告しなかったことによって、弁明の機会の通知の到着が遅延したのであって、請求人が十分に弁明の準備をできなかったことは、請求人にも責任があるといわざるを得ない。

しかしながら、法が弁明の機会を設けているのは、不利益処分をするにあたり、当事者の防御権を保護し、適正な行政の運営を確保することを目的としている。本件については、前記第２の１の（２）から（６）の認定事実のとおり、請求人に対する文書の到達が遅延した結果、請求人は文書による指導指示について履行する時間がなく、当該指示内容を実現することが困難な状況であったことが明らかであり、また、当該指

導指示の履行状況の確認が求められる弁明の機会について、１日又は２日ではその準備をする時間が十分に確保されたとはいえず、弁明の機会を設けた趣旨に反しているといわざるを得ない。本件における請求人への郵便物の到達遅延は、請求人の責めに帰すべき事由によるものではなく、管財人の手続の状況によっては弁明の機会を付与された期間までに通知文書が請求人に到達しなかったことも考えられることから、処分庁は、不出頭の事実をもって直ちに停止処分を行うのではなく、事情を確認のうえ、相当の期間を付与したうえで実施される弁明の機会について、現実に請求人が了知しうべき状態になるよう改めて通知する必要があったといわざるを得ない。したがって、処分庁は、請求人に対し、保護の停止に際し十分な弁明の機会を与えたものとは認められないため、前記（２）、（４）及び（５）に照らし、その手続には瑕疵があるといわざるを得ず、本件停止決定は取り消しを免れない。

以上の理由により、行政不服審査法第４０条第３項の規定を適用して主文のとおり裁決する。

平成２７年４月２８日

審査庁　大阪府知事　松井　一郎

教　　示

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して３０日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して３０日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して１年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。）。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、この裁決の前提となる決定をした市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）決定の取消しの訴えを、あるいは大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）この裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決が

あったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して１年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。